

【諮問第284号、285号】

2川情個第24号
令和2年10月9日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和2年2月17日付け31川総人第1265号及び同日付け31川総人第1276号にて諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

【諮問第284号、285号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成31年3月7日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、「川崎市〇〇児童相談所が施設措置をした児童又は一時保護した児童にかかる、保護施設内での児童間のいじめ、施設内での児童間の性的虐待や暴力、施設内での職員による児童に対するいじめ、暴力、性的虐待についての過去5年間の事故報告書、若しくはそれに類するもの」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関であるこども未来局〇〇室（以下「〇〇室」という。）は、本件請求に係る文書として、平成28年7月及び平成28年9月に川崎市〇〇児童相談所が児童福祉法第33条に基づく一時保護をした児童に関する事故報告書であると特定し、その記載の一部が条例第8条第1号に該当するものとして、平成31年4月26日付けで、部分開示処分（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (3) 実施機関であるこども未来局〇〇室〇〇児童相談所（以下「〇〇児童相談所」という。）は、本件請求に係る文書として、「川崎市〇〇児童相談所が施設措置した児童又は一時保護した児童にかかる、保護施設内での児童間のいじめ、施設内での児童間での性的虐待や暴力、施設内での職員による児童に対するいじめ、暴力、性的虐待についての過去5年間の事故報告書、事故発生報告書、ヒヤリハット事故報告書」と特定し、その記載の一部については、条例第8条第1号及び同条第4号に該当するものとして、平成31年4月25日付けで、部分開示処分（以下「本件処分2」という。）を行った。（以下、「本件処分」とのみ記載する場合、本件処分1、本件処分2を総称するものとする。）
- (4) 審査請求人は、令和元年6月27日付け審査請求書及び令和元年8月12日付け補正書で、処分に対する理由の附記が十分でなく、川崎市行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）第8条、第14条に違反しており違法であるとして、本件処分1を取り消すとの裁決を求めるとして、審査請求を行った（当審査会諮問第284号事件）。
- (5) また審査請求人は、同日付けで、同様の理由により、本件処分2についても、取り消すとの裁決を求めるとして、審査請求を行った（当審査会諮問第285号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和元年6月27日付け審査請求書及び令和元年8月12日付け補正書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 処分に対する理由の附記が十分でなく、行政手続条例第8条、第14条に違反

しており違法である。

(2) 処分を取り消すとの裁決を求める。

4 実施機関の主張要旨

令和元年10月4日付け弁明書（本件処分1）、令和元年10月31日付け弁明書（本件処分2）及び令和2年6月12日実施の当審査会への処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 諮問第284号の処分根拠（条例第8条第1号「個人に関する情報」該当）

不開示とした部分は、一時保護した児童（以下「当該児童」という。）の氏名、生年月日又は年齢等の特定の個人を識別することができる情報及び当該児童が一時保護に至った経過、当該児童の事故発生日・時間、当該児童の事故発生時の状況、当該児童の行動とそれに対する職員等の対応等の公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、不開示は妥当であると考えている。

(2) 諮問第285号の処分根拠（条例第8条第1号「個人に関する情報」及び第4号「事務又は事業に関する情報」該当）

不開示とした部分は、個人名、性別、生年月日、年齢、施設に関する情報、事案の内容等であり、条例第8条第1号「個人に関する情報」及び第4号「事務又は事業に関する情報」に該当し、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあり、また施設が報告をためらうなど正確な事実の把握が困難になる等、児童福祉法に基づく児童の福祉に関する業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、不開示は妥当であると考えている。

(3) 審査請求人の主張について

ア 行政手続条例第14条違反との主張について

行政手続条例第14条は、不利益処分の理由提示につき定める規定である。不利益処分とは「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であるところ（行政手続条例第2条第5号）、本件は不利益処分に該当しないため、行政手続条例第14条違反の問題は生じない。

イ 行政手続条例第8条違反との主張について

行政手続条例第8条は、許認可等を拒否する処分の理由提示につき定める規定である。

最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決においては、「開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうるものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは・・・理由付記としては十分ではない」と判示している。

本件においては、単に不開示の根拠規定を示すだけではなく、審査請求人において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうる程度に理由付記を行っており、行政手続条例第8条が求める理由の付記は十分に行っている。

ウ 以上のことから、審査請求人の主張は、本件処分を取り消す理由に当たらない

い。

5 審査会の判断

審査請求人は、本件処分に対する理由の付記が十分でないとして、行政手続条例第8条、第14条違反を主張している。これに対して、実施機関は、本件処分は不利益処分に該当しないため、行政手続条例第14条違反の問題は生じないこと、また、本件処分においては、単に不開示の根拠規定を示すだけでなく、審査請求人において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠規定とともに了知しうる程度に理由付記を行っており、行政手続条例第8条が求める理由付記は十分に行っていると主張しているため、以下、検討する。

(1) 行政手続条例第14条に関する主張について

行政手続条例第14条は不利益処分の理由の提示に関する規定であり、同条にいう「不利益処分」とは「行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」と定義されている（同条例第2条第5号）。本件処分は、審査請求人に対して直接に義務を課したり、その権利を制限したりするものではないから、行政手続条例第14条にいう「不利益処分」には該当しない。したがって、行政手続条例第14条違反の問題は生じないとの実施機関の主張は妥当であり、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 行政手続条例第8条に関する主張について

行政手続条例第8条第1項本文は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」という規定であり、同条第2項は「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」という規定である。本件のような保有個人情報の一部承諾に関する処分をする場合にはこれらの規定に基づいて当該処分の理由を処分決定通知書に付記しなければならない。

このような理由付記制度について、実施機関が引用する最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決は「実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とした上で、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している。

以下、上記判断を踏まえて本件処分1及び本件処分2における理由付記を検討

する。

ア 本件処分1について（諮問第284号関係）

平成31年4月26日付け処分決定通知書の「開示することができない部分及び理由」には「川崎市情報公開条例第8条第1号に該当」と不開示の根拠規定を示すとともに、不開示の理由として「公開することで特定の個人の識別や個人の権利利益を害するおそれがあるため。又は、公開することで個人及び事案が特定されるおそれがあり、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することができなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。」との理由が付記されている。

このような理由が付記された当該処分決定通知書を受領した審査請求人は、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものといえることから、行政手続条例第8条が求める理由付記の程度は十分であり、実施機関はその義務を果たしているといえる。なお、審査請求人は、本件請求に係る部分開示文書を受領していないほか、実施機関から提出された弁明書に対し何ら主張していない。

イ 本件処分2について（諮問第285号関係）

平成31年4月25日付け処分決定通知書の「開示することができない部分及び理由」には「川崎市情報公開条例第8条第1号該当」「川崎市情報公開条例第8条第4号該当」と不開示の根拠規定を示すとともに、不開示の理由として第1号該当部分については「公開することで特定の個人の識別や個人の権利利益を害するおそれがあるため。又は、公開することで個人及び事案が特定されるおそれがあり、特定の個人を識別することができるため。又は特定の個人を識別することができなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。」との理由が付記されている。また、第4号該当部分については「公開することで、施設が報告をためらうなど正確な事実の把握が困難になる等、児童福祉法に基づく児童の福祉に関する業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。」との理由が付記されている。

このような理由が付記された当該処分決定通知書を受領した審査請求人は、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものといえることから、行政手続条例第8条が求める理由付記の程度は十分であり、実施機関はその義務を果たしているといえる。なお、審査請求人は、本件請求に係る部分開示文書を受領していないほか、実施機関から提出された弁明書に対し何ら主張していない。

(3) 結論

以上から、本件処分に対しては、決定を取り消すほどの理由付記の不備は認められない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子
委員	三浦大介